

新公審査答申(情)第39号  
令和8年7月21日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和6年3月19日付け、新障第1362号の10で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年10月5日付け、新保第1557号の2により行った公開決定は、これを取り消し、改めて非公開決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和5年9月24日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化（以下、単に「支給手続簡素化」という。）については、令和3年厚生労働省令第49号等で各市は『申請書』を一度提出するだけの対応を執っている。新潟市が執っている対応を示す文書」（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和5年10月5日、実施機関は、「令和4年12月19日市民厚生常任委員会議事録抜粋」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書と特定した上で公開決定（以下「本件決定」という。）し、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年11月1日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年3月19日、実施機関は条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

開示された文書は「新潟市が執っている対応を示す文書」ではない。

開示された文書は「議事録抜粋」であり、「検討」するとしたもので、「対応を示す」文書でない。

本件請求は支給手続簡素化に係る新潟市が執っている対応を求めている。

開示された文書のどこに、市が執っている対応が記載されているのか。

情報公開制度の趣旨及び内容を踏まえて、請求文書の特定について請求人と確認を十分に行い、適切に対応するよう、求められているにもかかわらず、法律、規則、要領などに基づいた対応となっていない。

開示請求した文書がないのであれば、開示文書（ママ）を取り消すべきではないか。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求の内容を見るに、支給手続簡素化に係る新潟市の対応方針について求めていると捉え、開示した文書が適切と判断し、開示決定したものである。

簡素化の方針について記載した文書として適当と判断した。

開示したもの以外に方針を記載した文書はない。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件決定を行ったものの、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

#### 2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の主張によると、本件請求の内容から、審査請求人が支給手続簡素化に係る新潟市の対応方針を示す文書を求めていると捉え、本件対象文書が適切と判断して特定し、本件決定したとのことである。

しかし、審査請求人は、本件対象文書は支給手続簡素化への新潟市の対応を示す文書でなく、本件請求は新潟市がとっている対応が記載された文書の公開を求めているものであるとし、本件請求文書が存在しないのであれば実施機関は本件決定を取り消すべきであると主張している。

- (2) そこで当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関自らが説明するように、支給手続簡素化についての新潟市の対応方針を示しているものと認められる。
- (3) 一方、審査請求人は、情報公開請求書において、他市が申請手続を変更するなどして対応していることを引き合いに出しつつ、新潟市がとっている対応を示す文書を求めていることから、新潟市が支給手続簡素化を受けて、申請手続を変更するなどの対応をした事実を示す文書を求めているものと解される。
- (4) このことから、当審査会において実施機関に対し、本件対象文書の特定に際して、審査請求人から請求の趣旨を聞き取るなど、請求内容の詳細を把握するためのやり取りを行ったか確認したところ、審査請求人は本件請求時点で新潟市において支給手続簡素化が行われていなかった状況を把握していたため、本件請求は市の対応方針を求めているものだと実施機関が判断したもので、個別には審査請求人の確認を得ていない旨の説明があった。
- (5) さらに当審査会において、実施機関に対し、支給手続簡素化について新潟市の対応方針でなく、新潟市が対応したことを示す文書が本件請求時点で存在していたか確認したところ、支給手続簡素化が行われていなかったことから、その対応をしたことを示す文書は存在していなかったとの説明があった。
- (6) これらのことからすると、本件対象文書は審査請求人が本件請求により公開を求めた文書に該当するとはいえず、本件請求が市の対応方針を求めているものと実施機関が判断したことは妥当性を欠くものといわざるを得ない。

もっとも、本件請求文書について、上記(3)で確認したように支給手続簡素化に関し新潟市が対応したことを示すものと限定的に解釈した場合には、実施機関が説明するとおり、本件請求文書は存在しないことから、改めて非公開決定をすべきである。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

| 年 月 日     | 内容          |
|-----------|-------------|
| 令和6年3月25日 | 実施機関の諮問書を受理 |
| 令和8年6月16日 | 審査会開催（第1回）  |
| 令和8年7月14日 | 審査会開催（第2回）  |

### (第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子